

基本目標 4 子育て支援施設及びサービスを充実する

1 保育所（園）を充実する

(1) 保育所（園）の充実

【現状と課題】

市内には、公立保育所が3箇所、私立保育園が8箇所あります。

年々入所（園）希望者が増加しており、共働きの増加や家族状況の変化により、今後も入所（園）希望者が増加することが予測されます。

今後は、保育所（園）は、受け入れ体制および保育内容の充実とともに、児童虐待や食育等についても、必要な知識の習得を図るなど、保育サービスの質の向上が必要となっています。



【今後の取り組み】

保育所定員の見直しや定員の弾力運用等により、受け入れ体制を強化します。

保育内容の充実や保育士の研修を行い、資質の向上を図り、保育サービスを充実します。

第三者委員会を設置することにより苦情を密室化せず、公平なルールに基づいて適切に対応し、利用者の満足度の向上と適切なサービス利用を進めます。

公立私立保育所（園）が協力し、増加する保育に欠ける児童に対応します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
117	通常保育事業	保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 (実施方針) 受け入れ体制を強化していく。 (対象) 保育所	公立 3 箇所 191 人 私立 8 箇所 764 人 計 955 人	公立 3 箇所 200 人 私立 8 箇所 845 人 計 1045 人	社会福祉課
118	保育内容と運営の充実	保育所保育指針に沿って児童の処遇を行う。 (実施方針) 保育連絡会において保育指針にしたがった保育内容と運営の充実を図るように協議する。 (対象) 公立及び私立保育所	園長会議 (保育連絡会) 月 1 回以下	園長会議 (保育連絡会) 最低月 1 回	社会福祉課
119	保育士等の研修参加	必要な知識の習得と技術の向上のため、茨城県社会福祉協議会や茨城県保育協議会及び結城市保育連絡会等の開催する各種研修会に参加する。 (実施方針) 保育連絡会の中で研修会を実施する等、積極的に推進していく。 (対象) 保育士、調理師、栄養士	実施	継続	社会福祉課
120	第三者委員会の設置 (苦情解決の体制整備)	苦情を密室化せず、公平なルールに基づいて適切に対応することにより、利用者と事業者の間の円滑・円満な解決を促進し、利用者の満足度の向上と適切なサービス利用が可能となるとともに、事業者の信頼や適正性を確保する。 (実施方針) 公立保育所への設置を進める。 (対象) 公立および私立保育所	全私立保育園 8 箇所	全保育所(園) 11 箇所	社会福祉課
121	保育所(園)情報の充実と公開 公立保育所のホームページの開設	保育所(園)選択の便宜を図るため、各保育所(園)の案内パンフレットを作成し、福祉事務所窓口や各保育所(園)に備え付ける。 (実施方針) 市のホームページへの掲載情報を拡大していく。 (対象) 保育所(園)の利用を希望する市民	パンフレットのみ	保育所ごとのホームページを作成	社会福祉課
122	老朽化した保育所の改修	老朽化し、安全性に問題がある保育所施設について、園児の安全性を確保するための改修・改築を行う。	老朽箇所の修繕	改修・改築の実施	社会福祉課

(2)多様な保育需要に応えるサービスの充実

【現状と課題】

保護者の就業形態は、多様化しており、子育てと仕事の両立を可能とする、ニーズに応じた保育サービスを提供することが求められています。

子どもが病気でも休み辛い職場環境にいる保護者が多くいます。子育てにやさしい職場環境づくりと保育サービスの充実は次世代育成支援推進の両輪となることから、保育サービスの充実が求められています。

【今後の取り組み】

早朝出勤や残業など、勤務時間の長い保護者の就労に対応し、延長保育を促進します。

保護者の日曜・祝日の就労に対応するため、休日保育を促進します。

保護者側からのニーズを的確に把握し、一時保育、病後児保育等、新たな保育サービスが必要になる場合は、検討・対応していくこととします。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
123	乳児保育	入所対象年齢0歳から保育を行う。 (実施方針) ニーズに応じて対応していく。 (対象) 保育所(園)	全保育所(園)	継続	社会福祉課
124	延長保育	保護者の就労形態の多様化や勤務時間の増加に対応して保育時間の延長をおこなう。 (実施方針) すべての保育所の開所時間が7時から18時までになるようにしていく。 (対象) 保育所(園)	11 時間を超える 30分延長 3箇所 1時間延長 5箇所	1時間延長 10箇所 2時間延長 1箇所	社会福祉課
125	休日保育	日曜・祝日に、保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 (対象) 保育所(園)	1箇所	3箇所	社会福祉課
126	保育所地域活動事業	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用していくため、障害児の受け入れ等、地域の需要に応じた幅広い活動を推進する。 ・世代間交流事業 ・育児講座、子育て・仕事両立支援事業 ・小学校低学年児童の受け入れ事業 (実施方針) 低学年児童の受け入れに関しては、学童クラブで対応していく。 (対象) 保育所(園)	世代間交流 5箇所 異年齢児交流 3箇所 育児講座・両立支援 1箇所 低学年児童受け入れ 1箇所	世代間交流 8箇所 異年齢児交流 8箇所 育児講座・両立支援 3箇所	社会福祉課
127	一時保育	普段は家庭で児童を養育している保護者の病気や家族の介護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や、育児疲れ解消等を目的に、一時的に保育所において保育をおこなう。 (実施方針) ニーズを考慮して検討を行う。 (対象) 保育所(園)	未実施	2箇所	社会福祉課
128	病後児保育	病気が回復しつつある子どもを病院や保育施設などで看護師等が預かったり(施設型)、病児宅や保育者宅等で預かる。 (実施方針) ニーズを考慮して検討を行う。 (対象) 保育所(園)	未実施	検討	社会福祉課

2 幼稚園を充実する

(1) 幼稚園を充実する

【現状と課題】

市内では公立幼稚園 1 箇所、私立幼稚園 3 箇所幼児教育を実施しています。

通常の教育時間の後、子どもを預かる「預かり保育」は、私立の 3 園が実施しています。

○幼児教育の専門機関としての機能を充実し、幼児教育の拠点として地域に開かれた幼稚園づくりが求められています。

○保護者の「親育ち」を支援する、交流や学習活動を進める必要があります。

公立私立幼稚園ともに、園内研修の充実に努め、指導力の向上を図っていきます。

【今後の取り組み】

幼稚園の教育内容を「教育要領」に基づいて充実していきます。

保護者や地域との連携を強化していきます。

住民のニーズに応じた公立幼稚園の運営を推進します。

【具体的施策・事業】 = 新規事業 = 重点プロジェクト = 拡大する事業 * = 平成 15 年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
129	幼小交流事業	園児が小学校にスムーズに接続出来るよう幼稚園と小学校の交流を行う。 (実施方針) 幼小の連携を強化し、園児が小学校にスムーズに接続出来るよう事業を充実し継続をする。	幼小交流 実施校数 4校	継続	学校教育課
130	幼稚園ふれあい事業	幼稚園の有する専門機能を地域住民のために活用することを目的とし、地域とのふれあい事業を実施する。 (実施方針) 幼稚園・保護者との連携を強化し、内容を充実する。 (対象) 幼稚園保護者	3世代交流や 未就園児との 交流、保護者 対象の学習会	継続	学校教育課
131	地域の「幼児教育のセンター」としての運営の充実	幼稚園開放と各種行事招待・子育て相談等を行い、地域に啓発する。 (実施方針) 親子の健全な育成を考慮し、電話相談・来園相談等を実施する。 (対象) 園保護者・未就園児と保護者	実施	継続	学校教育課
132	幼稚園情報の提供	幼稚園が持つ機能の理解の促進を図るため、情報の提供を行う。 (実施方針) 子育て情報誌への掲載やホームページの開設などにより情報を提供する。	パンフレット	ホームページ の開設	学校教育課
133	研修の参加	必要な技術の習得と技術の向上のため、市教育研究会において実施する研修に参加する。 (実施方針) 研修会に積極的に参加することにより、資質の向上を図る。	実施	継続	学校教育課
134	幼稚園での「家庭教育学級」の充実	親としての資質向上の為、保護者同士の交流・学びあいを行い、園内・園外研修を実施する。 (実施方針) 体験の内容や方法を取り入れた講座開設を計画する。保護者全員の入級を目指し内容の見直しと啓発を行う。 (対象) 幼稚園保護者	公立実施	私立幼稚園の 実施を検討	生涯学習課

3 学童クラブを充実する

(1)学童クラブを充実する

【現状と課題】

学童クラブは現在市内5か所で実施しています。

学童クラブの運営は、保護者とボランティアが「運営委員会」を組織して、小学校の空き教室を利用して実施しています。

核家族の増加、共働き世帯の増加により、学童クラブの需要が増加していますが、設置されていない学区があります。

【今後の取り組み】

学童クラブの設置を促進します。

【具体的施策・事業】 =新規事業 =重点プロジェクト =拡大する事業 * =平成15年度実績

No.	事業名等	概要	現状(H16)	目標(H21)	担当課
135	学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	仕事等により昼間、保護者等が不在の小学校低学年児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る。 (実施方針)すべての小学校単位で学童クラブを設置できるよう事業を推進する。 (対象)小学校1～3年生の児童	5箇所	9箇所	社会福祉課
136	学童クラブ実施方法の検討	学童クラブの設置に関し親の負担軽減を図るため、実施方法を検討する	未実施	検討	社会福祉課